

目的別	地域を変えるための切り口 担い手の育成 機械・施設の整備	体制整備等 / 地域の活性化 / 中山間地域振興 新規就農 施設導入 / 機械購入 / リース / 改修 / その他
実施主体別	県 / 市町村 / 農協 / 農業委員会 / 土地改良区 / 法人 / 個人 / 任意団体	

事業名	産地生産基盤パワーアップ事業[畑作野菜] (国庫・継続) 【産地生産基盤パワーアップ事業のうち収益性向上対策・生産基盤強化対策のうち基金事業】
-----	--

アピールポイント	畑作物・野菜等の農業機械等のリース導入等及び農業用ハウス等生産資材の導入、次代への継承に必要な農業用ハウス等の再整備・改修等を支援する。
----------	--

事業の趣旨	畑作・野菜等産地の収益力向上に向けた、販売額向上や生産コスト低減などの取組、新規就農者等への継承のためのハウス等の再整備・改修などの取組を支援する。	予算額(千円)	21,625	
		内訳	国	21,625
			県	—
			その他	—

事業の内容等	1 収益性向上対策 (1) 生産支援事業 リース方式等による農業機械等の導入 (施設園芸品目における省エネ機器の設置費も対象) 2 生産基盤強化対策 (1) 農業用ハウス等の再整備・改修 等 3 成果目標 (1) 収益性向上対策 ・生産コスト、集出荷・加工コストの10%以上の削減 ・単位面積当たりの販売額又は所得額10%以上の増加 ・契約栽培割合10%以上の増加かつ50%以上とすること ・労働生産性の10%以上の向上 等 ※施設園芸エネルギー転換枠 ・省エネ機器の導入面積を産地の50%以上に拡大 ・燃油使用料の15%以上の低減 (2) 生産基盤強化対策 ・総販売額又は総作付面積の維持又は増加 ・生産コストの低減 ・労働生産性の向上 等 《事業実施主体》 農業者、農業者の組織する団体、民間業者 等	補助率	標準事業費
		1/2以内	—

【採択要件】

- 1 県が設定する基準を満たしていること。
- 2 地域協議会等が、産地パワーアップ計画を作成すること。
- 3 農業機械等の導入にあっては、本体価格が50万円以上に限る。
- 4 事業実施地区の作付面積がおおむね次に掲げる規模以上であること。 等

麦 30ha (中山間地域等 10ha)	露地野菜 10ha (中山間地域等 5ha)
大豆 20ha (" 10ha)	施設野菜 5ha (" 3ha)

※中山間地域等において生産支援事業を実施する場合は要件が緩和されます。

実施期間	平成28～令和8年度	担当	農産園芸課 野菜・花き振興グループ (内線5077、直通017-734-9481)
------	------------	----	--

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 地域の活性化
	生産基盤の整備	その他 (簡易な圃場改良: 弾丸暗渠、心土破碎)
	機械・施設の整備	機械購入 / リース
実施主体別		農業者の組織する団体 等

事業名		畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業 (国庫・継続) 【そば関係】 【畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業】		
アピールポイント		湿害対策技術を新たに導入する取組や取組に必要な農業機械の導入、実需との複数年契約取引の拡大等を支援する。		
事業の趣旨	そばの安定生産体制の強化のため、そばの湿害対策技術の導入に向けた実証や湿害対策技術の新たな導入、必要な農業機械の導入等の取組を支援する。 そばの安定供給を図るため、実需との複数年契約取引の拡大等を支援する。	予算額(千円)	18,865	
		内訳	国	18,865
			県	—
			その他	—
事業の内容等	<p>1 安定生産技術の導入</p> <p>(1) 技術講習会・栽培実証 湿害対策等の安定生産技術の導入に向けた検討会の開催、実証ほの設置等に係る経費を支援する。</p> <p>(2) 湿害対策技術の導入 (2,000円/10a) 新たに湿害対策を導入する取組に対して支援する。 《湿害対策の例》 ・小畦立て播種 ・弾丸暗渠 ・心土破碎 等</p> <p>(3) 湿害対策技術の導入に必要な農業機械等の導入 湿害対策等の技術の導入に必要な農業機械等の導入、リース導入等について支援する。</p> <p>(4) 成果目標 (いずれか1つ選択) ・10a当たり収量を都道府県の直近7中5平均以上 ・10a当たり収量を直近7中5平均と比較して2%以上増加 (直近7中5平均収量が都道府県の同収量を超える地区)</p> <p>2 複数年契約取引 (1,000円/10a)</p> <p>(1) 事業内容 複数年の契約取引を拡大し、実需者等と結びついた供給体制を強化する取組を支援する。</p> <p>(2) 成果目標 (いずれか1つ選択) ・そばの複数年契約取引先を1者以上増加 ・そばの出荷量のうち、複数年契約取引数量の割合を2ポイント以上増加</p>	補助率	標準事業費	
		定額	(1) 上限額 300万円	
		1/2以内	上限額 1,000万円/台	
		定額		
<p>【採択要件】</p> <p>1 事業内容1と2は、支援内容が重複する申請はできない</p> <p>2 湿害対策等の技術は、新たに導入する取組・面積が対象となる</p> <p>3 複数年契約取引の契約は播種前に締結もしくは、播種前に実需者と情報交換を実施の上で収穫前までに締結すること。</p>				
実施期間	令和7年度	担当	農産園芸課 稲作・畑作振興グループ (内線5074、直通017-734-9480)	

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 地域の活性化
	生産基盤の整備	暗渠排水
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入 / リース
実施主体別		県 / 市町村 / 農協 / 法人 / その他（地域農業再生協議会）

事業名	畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業（国庫・継続）【種ばれいしょ、ばれいしょ関係】			
アピールポイント	ばれいしょの生産拡大のため、種ばれいしょの新産地形成やばれいしょの病害抵抗性品種の導入等や省力技術確立等を支援する。			
事業の趣旨	畑作産地において、病害虫の発生、需要の変化、労働力不足等に対応するため、種ばれいしょの供給力の強化、労働負担軽減のためのばれいしょの病害虫抵抗性品種導入及び種ばれいしょ生産の省力化、種ばれいしょの廃棄・転用率の低減及び作業負担の軽減するための技術の実証等を支援する。	予算額(千円)	18,865	
		内訳	国	18,865
			県	
			その他	
事業の内容等	<p>1 ばれいしょの病害虫抵抗性品種普及拡大(種ばれいしょ除く)(3,000円/10a)</p> <p>(1) 事業内容 事業実施年度に収穫される当該病害虫抵抗性品種の作付面積のうち前年度からの増加分に対し支援</p> <p>(2) 成果目標（以下から1つ設定）</p> <p>ア 事業実施地区におけるジャガイモシストセンチュウ抵抗性、又はジャガイモシロシストセンチュウ抵抗性を有する品種の作付面積がばれいしょ全体の作付面積に対して占める割合を6.0ポイント以上増加又は100.0%とする</p> <p>イ 事業実施地区におけるばれいしょの作付面積を直近4年間の作付面積の平均と比較して5.0%以上増加</p> <p>2 種ばれいしょ生産の省力技術確立事業（10/10以内）</p> <p>(1) 事業内容 本事業は、種ばれいしょ生産の省力化、種ばれいしょの廃棄・転用率の低減及び作業負担の軽減につながる技術の実証等に必要な経費を支援</p> <p>(2) 成果目標（以下から1つ設定）</p> <p>ア 実証等を行った技術等を当該技術等が導入されていない地域1カ所以上に導入</p> <p>イ 種ばれいしょ生産の10a当たりの労働時間を3.0%以上削減</p> <p>《事業実施主体》 農業者の組織する団体、コンソーシアム（実需者及び農業者を必須の構成員とする） 等</p>	補助率	標準事業費	
		定額、1/2以内等	上限額が定められているもの有	
<p>【採択要件】</p> <p>1 ばれいしょの病害虫抵抗性品種普及拡大 直物貿易法（昭和25年法律第151号）第13条第1項により指定種苗として合格した種ばれいしょを用いた取組であること。</p> <p>2 省力作業機械の導入</p> <p>(1) 受益農業従事者が5名以上であること</p> <p>(2) 導入する農業機械等の能力・規模が、受益面積等からみて適正であること</p>				
実施期間	令和7年度	担当	農産園芸課 野菜・花き振興グループ (内線5079、直通017-734-9481)	

目的別	地域を変えるための切り口 機械・施設の整備	体制整備等 / 地域の活性化 / 中山間地域振興 / スマート農業 施設導入 / 機械購入 / リース / スマート農機 / その他(改良)
実施主体別	農協 / 法人 / 個人 / その他農業者が組織する団体	

事業名	産地生産基盤パワーアップ事業 [稲作] (国庫・継続) 【産地生産基盤パワーアップ事業のうち収益性向上対策・生産基盤強化対策のうち基金事業】
アピールポイント	稲作の収益力向上や次代への継承に必要な農業機械等のリース導入等を支援する。

事業の趣旨	稲作産地の収益力強化に向けた、販売額の向上や生産コストの低減などの取組に必要な農業機械のリース導入等や、生産基盤の次代への継承を目的とした農業機械等の再整備・改良などの取組を支援する。	予算額(千円)	9,985	
		内訳	国	9,985
			県	—
			その他	—

事業の内容等	1 収益性向上対策 (1) 生産支援事業 収益力向上に必要な農業機械等のリース方式等による導入 2 生産基盤強化対策 (1) 後継者不在の農地等での生産機能の継承を目的とした、農業機械等の再整備・改良 等 3 成果目標 (1) 収益性向上対策 ・生産コスト、集出荷・加工コストの10%以上削減 ・単位面積当たりの販売額又は所得額10%以上増加 ・契約栽培割合10%以上増加かつ50%以上とすること ・労働生産性の10%以上向上 等 (2) 生産基盤強化対策 ・総販売額又は総作付面積の維持又は増加 ・生産コストの低減 ・労働生産性の向上 等 《事業実施主体》 農業者、農業者の組織する団体、民間業者 等	補助率	標準事業費
		1/2以内	—

【採択要件】

- 1 県が設定する基準を満たしていること。
- 2 地域協議会等が、産地パワーアップ計画を作成すること。
- 3 農業機械等の導入にあっては、本体価格が50万円以上に限る。
- 4 事業実施地区の作付面積がおおむね次に掲げる規模以上であること。等

稲	50ha (中山間地域等 10ha)	露地野菜	10ha (中山間地域等 5ha)
麦	30ha (中山間地域等 10ha)	施設野菜	5ha (" 3ha)
大豆	20ha (" 10ha)		

※中山間地域等において生産支援事業を実施する場合は要件が緩和されます。

実施期間	平成28～令和7年度	担当	農産園芸課 稲作・畑作振興グループ (内線5074、直通017-734-9480)
------	------------	----	--

目的別	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産 / 地域の活性化 / 中山間地域振興 / 環境保全
	機械・施設の整備	リース
実施主体別	市町村 / 協議会	

事業名	有機農業等推進事業（国庫・継続） 【国庫事業名：みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（R6補正） みどりの食料システム戦略推進交付金（R7当初）】		
-----	--	--	--

アピールポイント	市町村主導による有機農業の産地化に向けて、有機農業実施計画の策定や有機農業の生産から消費・流通までの一環した取組を支援する。		
----------	--	--	--

事業の趣旨	有機農業の取組を推進するため、みどりの食料システム法に基づく特定区域の設定等に向けて、生産から消費まで一環した取組の試行や体制づくり、産地と消費地が連携した消費拡大の取組等を支援し、有機農業の推進拠点となる地域（オーガニックビレッジ）を創出する。	予算額(千円)	5,815	
		内訳	国	5,815
			県	—
			その他	—

事業の内容等	1 有機農業実施計画の策定 (1) 有機農業実施計画策定に向けた取組 ア 検討会の開催 イ 試行的な取組の実施 ウ 消費地との連携に向けた試行的な取組の実施 (2) 有機農業実施計画策定の周知等によるオーガニックビレッジ宣言の実施 2 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践 (1) 検討会の開催 (2) 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践 (3) 消費地との連携の取組の実践 (4) 課題解決に向けた調査等 (5) 有機農業実施計画の変更 《事業実施主体》 市町村又は市町村が参画する協議会	補助率	標準事業費
		定額 (機械リースは1/2以内)	1の有機農業実施計画を策定する市町村1か所あたり上限1,000万円 2は上限800万円

- 【採択要件】
- 上記1に取り組む場合は、事業開始年度の翌年度までに特定区域の設定等を行う意向を有すること（既に特定区域の設定等が行われている場合を除く）。
 - 上記1の（1）のウ又は2の（3）に取り組む場合は、消費地自治体が具体的に特定されていること。
 - 上記2に取り組む場合は、事業実施年度において特定区域の設定等に向けた取組を行う事業実施計画となっていること（既に特定区域の設定等が行われている場合を除く）及び有機農業実施計画を策定済み又は策定予定であること。
 - 事業に参加する者のうち、みどり認定を受けている者が過半数の場合は3点、全員の場合は5点の採択ポイント加算がある。

実施期間	令和4年度～	担当	農産園芸課 環境農業グループ (内線5085、直通017-734-9353)
------	--------	----	---

目的別	地域を変えるための切り口	その他（麦・大豆の生産性向上）
	生産基盤の整備	その他（簡易な圃場改良、新たな営農技術の導入）
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入 / リース / スマート農機 / その他（改良）
実施主体別		市町村 / 任意団体 / 地域農業再生協議会

事業名	麦・大豆生産技術向上事業（国庫・継続） 【麦・大豆生産技術向上事業等】			
アピールポイント	麦・大豆の団地化の推進、生産性向上に向けた新たな営農技術の導入、生産拡大に必要な農業機械等の導入等ができる。			
事業の趣旨	麦・大豆の生産基盤を強化し、安定供給体制の構築を推進するため、国産麦・大豆の団地化の推進や新たな営農技術の導入、生産拡大に向けた機械導入等を支援する。	予算額(千円)	64,100	
		内訳	国	64,100
			県	—
			その他	—
事業の内容等	<p>1 生産性向上の推進（必須） 事業実施主体が実施する団地化等を推進する際に必要な経費について、実際に要した費用を上限額の範囲内で支援する。 《事業実施主体》農業者の組織する団体、地域農業再生協議会</p> <p>2 新たな営農技術の導入 各地域における麦・大豆生産に係る課題解決に向け、新たな営農技術を導入する取組に対して支援する。 《事業実施主体》1に同じ</p> <p>3 生産拡大に向けた機械・施設の導入等 麦・大豆の生産拡大や成果目標の達成に必要な機械・施設の導入、リース導入、改良について支援する。 ※上限額：機械等ごとに50万円以上5,000万円未満。ただし、ほ場で利用する農業機械の導入に限り、事業費は機械ごとに50万円以上1億円未満とする。 《事業実施主体》農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、市町村ほか</p> <p>4 市町村による生産性向上の取組 本事業を実施するために必要な会議・研修会の開催、実需者との意見交換会等に係る経費について支援する。 《事業実施主体》市町村</p>	補助率	標準事業費	
		定額	1の上限額 50ha未満 100万円 ～150ha未満 200万円 150ha以上 300万円	
		1/2以内	2の上限額 1万円/10a ただし大豆極多収品種 種子生産は 2万円/10a	
		1/2以内	4の上限額 2の事業費の10%以内	
<p>【採択要件】</p> <p>1 産地と実需が連携した麦・大豆国産化プランが策定されていること。</p> <p>2 生産拡大・生産性向上につながる成果目標を定めていること。</p> <p>3 「生産性向上の推進」に必ず取り組むこと。</p> <p>4 事業実施計画書の内容が実施要領の要件を満たしており、成果目標の達成に直接結びつく内容であること。</p>				
実施期間	令和5～7年度	担当	農産園芸課 稲作・畑作振興グループ (内線5074、直通017-734-9480)	

目的別	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産 / 環境保全 / スマート農業
	担い手の育成	新規就農 / 経営改善
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入 / リース / スマート農機
	融資制度	融資
実施主体別		法人 / 個人 / 任意団体

事業名	みどり認定制度（県単・継続） 【みどりの食料システム法による環境負荷低減活動事業実施計画の認定制度】			
アピールポイント	環境負荷低減に取り組む農林漁業者の5年間の事業計画を知事が認定することにより、自らの取組をPRできるほか、税制等の優遇措置が受けられる。			
事業の趣旨	みどりの食料システム法に規定する環境負荷低減事業活動実施計画について、「青森県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」及び「青森県環境負荷低減事業活動実施計画認定等要領」に基づき県（各農林水産事務所長）が認定し、各種支援措置を受けることができる。	予算額(千円)	—	
		内訳	国	—
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容 (1) 土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減の取組を一体的に行う事業活動 (2) 温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動 (3) 別途農林水産大臣が定める環境負荷低減事業活動 【具体的な取組例】 ①水耕栽培における化学肥料・化学農薬の使用低減 ②環境負荷低減型飼料の給与 ③養殖業における給餌管理による残餌の流出抑制 ④バイオ炭の農地施用 ⑤生分解性マルチの利用 ⑥プラスチック被覆肥料の代替技術の導入 2 認定のメリット (1) 設備投資の際の所得税・法人税の優遇 (2) 国庫補助金の採択審査でのポイント加算等の優遇 (3) 日本政策金融公庫の農業改良資金等の活用 <<申請主体>> 個人、法人、同じ品目で同一の取組を行う団体（グループ申請）	補助率	標準事業費	
		—	—	
【採択要件】 1 土壌診断結果を添付すること。				
実施期間	令和5年度～	担当	農産園芸課 環境農業グループ (内線5085、直通017-734-9353)	

目的別	地域を変えるための切り口 機械・施設の整備	体制整備等 施設導入 / 機械購入 / リース
	実施主体別	農協 / 法人 / 個人 / 任意団体

事業名	産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策）〔果樹〕（国庫・継続）			
アピールポイント	果樹の共同利用施設及び農業機械等が導入できる。			
事業の趣旨	農業の国際力強化を目的に、地域一体となって生産・出荷コストの低減、販売額の向上などに計画的に取り組む産地に対し、必要な農業機械の導入及びリース導入や集出荷施設の整備等を総合的に支援する。	予算額(千円)	0	
		内訳	国	0
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 生産支援事業 農業機械等の導入やリース導入、生産資材の導入等 2 整備事業 集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設等 《事業実施主体》 農業者、農業者の組織する団体、民間業者等	補助率	標準事業費	
		1/2	—	
【採択要件】 1 県が設定する基準を満たしていること。 2 整備事業に当っては、施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること（費用対効果において投資効率が1以上となること）。また、施設の規模に即した稼働期間と処理量等を確保することが確実と見込まれること。 3 農業機械等の導入にあっては、本体価格が50万円以上に限る。 4 事業実施地区の作付面積がおおむね50ha以上（中山間地域等は10ha以上）であること。 等 【令和7年度実施予定】 なし				
実施期間	令和2年度～	担 当	【生産支援事業】 りんご果樹課 生産振興グループ （内線5149、直通017-734-9492） 【整備事業】 農林水産政策課 農業所得向上支援グループ （内線3232、直通017-734-9474）	

目的別	担い手の育成	経営改善
	農地の利用集積	規模拡大
	機械・施設の整備 融資制度	施設導入 / 機械購入 / リース 融資
実施主体別		市町村 / 株式会社日本政策金融公庫

事業名	農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）（国庫・継続）			
アピールポイント	認定農業者が農業経営改善計画を達成するために必要な長期で低利な資金を貸付けする。			
事業の趣旨	認定農業者が農業経営改善計画を達成し、効率的・安定的な経営体となるために必要な施設、機械、農地等の取得費用を低利で長期に貸付けする。	予算額(千円)		
		(公庫資金)		
		内	国	—
		訳	県	—
		その他	—	
事業の内容等	1 貸付対象事業 (1) 農地等の取得 (2) 農業用施設、機械等の取得 等 2 貸付対象者 認定農業者 3 貸付利率 1.15%～1.70% ※R7.3.19現在 4 償還期間 25年以内（うち据置10年以内） 5 貸付限度額 (1) 個人 3億円（特認 6億円） (2) 法人 10億円（特認30億円） 6 融資率 100%	補助率	標準事業費	
		利子分 に対し 国 10/10 （無利子化措置の対象となった場合）	—	
【採択要件】 認定農業者で、経営改善資金計画を市町村推進会議に認定された者であること。 【令和7年度金利負担軽減措置】 令和7年度に認定農業者が新たに借り入れるものについて、目標地図に位置付けられた者、人・農地プランに位置付けられた者及び農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者又は地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者は、貸付当初から5年間に限り無利子となる。（ただし、安定化長期資金、補助残融資資金除く）				
実施期間	平成6年度～	担当	団体経営改善課 農林業団体金融グループ （内線4794、直通017-734-9478）	

目的別	農地の利用集積 生産基盤の整備 機械・施設の整備	農地売買・貸借 / 農作業受委託 / 規模拡大・集団化 暗渠排水 / 用排水路 / その他(農道・区画拡大等、先進的省力化技術の導入) リース / その他(GNSS基地局の整備、田んぼダム、病害虫対策、交換分合)
実施主体別	県 / 市町村 / 土地改良区 / 農協 / 農業法人 / 農地中間管理機構 等	

事業名	農地耕作条件改善事業（国庫・継続）			
アピールポイント	農地の大区画化・汎用化など耕作条件の改善を機動的に進め、農地中間管理機構による農地集積・集約化を促進する。また、GNSS基地局の設置や田んぼダムの取組、病害虫対策等を実施できる。			
事業の趣旨	農地中間管理機構による農地集積・集約化を加速するため、畦畔除去等による区画拡大や暗きょ排水整備など多様なニーズに沿ったきめ細かな耕作条件の改善を機動的に進める。	予算額(千円)	103,445	
		内訳	国	103,445
			県	—
			その他	—
事業の内容等	<p>1 定額助成 (1) 田の区画拡大 (2) 畑の区画拡大 (3) 暗きょ排水 (4) 湧水処理 (5) 末端畑地かんがい施設 (6) 土層改良 (7) 更新整備 (8) 条件改善推進費 (9) 高収益作物転換推進費 (10) 水田貯留機能向上推進</p> <p>2 定率助成 (1) 農業用排水施設 (2) 暗きょ排水 (3) 土層改良 (4) 区画整理 (5) 農作業道等 (6) 農地造成 (7) 農用地の保全 (8) 営農環境整備支援 (9) スマート農業導入支援 (10) 管理省力化支援 (11) 品質向上支援 (12) 条件改善促進支援 (13) 高収益作物導入支援 (14) 指導</p> <p>3 農地集積推進助成</p> <p>《事業実施主体》 農地中間管理機構、県、市町村、土地改良区、農協、農業法人</p>	補助率	標準事業費	
		工事費	—	
		定額国 100% 定率 【県営】 国 50.0% 中山間地域等 55.0% 県 27.5%		
<p>【採択要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> 地域計画が策定された区域で農地中間管理機構との連携概要を策定すること。 地域内農地集積促進計画、高収益作物転換促進計画、スマート農業導入推進計画、病害虫対策計画、又は土地利用調整計画を作成すること。 総事業費200万円以上であること。 受益者数2者以上であること。 等 <p>【令和7年度実施計画等】</p> <ol style="list-style-type: none"> 実施地区 : 1地区 関係市町村: つがる市 				
実施期間	平成27年度～	担当	農村整備課 生産基盤整備グループ (内線4886、直通017-734-9554)	

目的別	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入 / リース / スマート農機 / 改修
実施主体別	県 / 市町村 / 農協 / 農業委員会 / 法人 / 個人 / 任意団体 / 公社	

事業名	園芸産地における事業継続強化対策事業（国庫・継続） 【園芸産地における事業継続強化対策】			
アピールポイント	自然災害発生に備え災害に強い産地を形成するため、事業継続計画（BCP）の作成や農業用ハウスの補強等を支援する。			
事業の趣旨	園芸産地における非常時の対応能力向上に向け、複数農業者による事業継続計画（BCP）の策定や、事業継続計画の実践に必要な取組を支援する。	予算額(千円)	2,512	
		内 訳	国	2,512
			県	—
			その他	—
事業の内容等	<p>1 園芸産地における事業継続計画の検討及び策定、非常時の協力体制の整備（定額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業継続計画の策定に係る検討会の開催や、非常時の協力体制の構築に係る取組等 <p>2 園芸産地における事業継続計画の実践</p> <p>(1) 自力施工等の技能習得、災害復旧の実証（定額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自力施工技術の研修会の開催、自力施工の技術を活用したハウスの復旧実証の取組等 <p>(2) 既存ハウスの補強等の被害防止対策（1/2以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存ハウスの保守管理及び補強、防風ネットの設置、換気扇や融雪装置の設置、非常用電源の導入等の取組 <p>《事業実施主体》 県、市町村、公社、農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、特認団体等</p>	補助率	標準事業費	
		定額	定額	1/2以内
<p>【採択要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県の園芸産地における事業継続推進計画に位置づけられていること。 2 県以外が取組主体となる場合は、2戸以上の農業者から構成されていること。 3 2のメニューの場合、以下を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 1の取組を実施すること。 (2) 2の(2)の取組を行う場合は、農業保険法に基づく園芸施設共済又は民間の建物共済や損害補償保険等に加入すること。 (3) 2の(2)の取組を行う場合は、収入保険に加入すること。 (4) 2の(2)の取組を行う場合は、個々の経営体でも事業継続計画を策定すること。 				
実施期間	令和3～7年度	担 当	農産園芸課 野菜・花き振興グループ (内線5078、直通017-734-9481)	